

親亡き後の状況

平成29年6月1日現在

市	障害別	35歳以上65歳未満	障がい者のみ世帯 + (障がい者+親のみ世帯)※1		
			重度※2	中度※3	軽度※4
砺波市	身体障害者手帳	332			
	療育手帳	128			
	精神障害者保健福祉手帳	130			
	計	590			
小矢部市	身体障害者手帳	268			
	療育手帳	69			
	精神障害者保健福祉手帳	133			
	計	470			
南砺市	身体障害者手帳	415			
	療育手帳	195			
	精神障害者保健福祉手帳	194	107	4	75
	計	804	276	72	160
砺波圏域	身体障害者手帳	1,015	263	142	87
	療育手帳	392	144	23	121
	精神障害者保健福祉手帳	457	252	8	175
	計	1,864	659	173	383
障がい者+親のみ 総 数 418人 身体障害者手帳重度 87人 療育手帳中度 85人 精神障害者保健福祉手帳中度 113人					

※1 施設入所を除く

※2 身体障害者手帳1・2級、療育A、精神障害者保健福祉手帳1級

※3 身体障害者手帳3・4級、療育B、精神障害者保健福祉手帳2級

※4 身体障害者手帳5・6級、精神障害者保健福祉手帳3級

ただし、重複障害者を含むため、実数より多い

平成29年4月1日現在

障害福祉サービス事業者の状況

事業者種類	事業者数	備考
指定一般相談支援事業者	5カ所	総合的な相談、入所施設等からの地域移行の支援、居宅で生活している障害者の対応等の相談支援
指定特定相談支援事業者	10カ所	総合的な相談、障害福祉サービス等の利用に関するサービス等利用計画の作成などの相談支援
障害児相談支援事業者	7カ所	障害児支援利用計画の作成などの相談支援を行う
居宅介護・重度訪問介護	20カ所 (うち【基】13カ所)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行う
同行援護	5カ所	重度の機能障害者が人が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の支援、排せつ、食事の介護等を行う
行動援護	5カ所 (うち【基】2カ所)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
障害児わくわく子育て支援事業	1カ所	親の力を中心に、特別支援学校などで障害のある子どもの放課後預かりを行なう
障害児等教育支援事業	1カ所	障害児等の地域における生産性を支えるため、身近な地域で教育指導等が受けられる教育機関の充実を図る
児童発達支援	5カ所 (うち【基】4カ所)	就学している障害児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行なう
放課後等ディーサービス	15カ所 (うち【基】14カ所)	就学している障害児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行なう
保育所等訪問支援	1カ所	保育所等を担当している障害のある児童が、保育所等における集団生活に適応するに専門的な支援を行なう
福祉型障害児入所施設	1カ所	障害のある児童を入所させて保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識、技能習得等の支援を行なう
短期入所	8カ所 (うち【基】1カ所)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
療養介護	1カ所	医療と併用する場合においては、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
生活介護	8カ所 (うち【基】1カ所)	常に介護を必要とする人に、就寝、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生活活動の機会を提供する
施設入所支援	4カ所	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
宿泊型自立訓練施設	1カ所	宿泊での他の設備を利用して、家事等の日常生活能力向上させるための支援、生活等に関する相談等必要な支援を行う
共同生活援助(グループホーム)	23カ所	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
移動支援	7カ所	屋外での移動が困難な方に対して、外出の際に円滑な移動を支援を行う
日中一時支援	23カ所	家庭で介護している方の事情によって、日中、一時的に支援が必要な障害者等を日中で預かり、食事や排せつ等の介護、見守りを行う
地域活動支援センター	3カ所	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	1カ所	認知症の特性に配慮した入浴、排せつ、食事等の介護、生活相談・助言や日常生活上の世話、機能訓練を行う

※【基】は基準該当事業所

基準該当事業所とは、介護保険の指定事業所などで、市が障害福祉サービス事業所の基準の一部を満たすと認める事業所

先進地視察

日 時	平成29年9月22(金)
場 所	社会福祉法人高水福祉会「総合安心センターはるかぜ」「グループホームかたしお」(長野県北信)
出席者	3市担当者、相談支援事業所担当者 計11名
内容	<p>○平成28年6月開所。事前登録している障害者50人程度を対象とし、24時間365日途切れぬ支援(在宅訪問、緊急受入など)を日中(5名)、夜勤(3名)体制で運営している。</p> <p>○入所施設「のぞみの郷高社」の新建屋建設計画を機に、障害者が“自ら選択した”暮らしの場で、健常者と変わらぬ「機会」を得られる”ことを目指し、入所施設を5つのグループホームに解体するビジョンをたてたことがきっかけで運営が始まった。</p> <p>○はるかぜは、定期ショートステイ用4部屋、緊急受入用2部屋。1階は主に肢体不自由の方用(トイレ・浴室は共同)。2階には、自閉症スペクトラムの方が1部屋で生活を簡潔できるように、防音・採光等配慮。トイレ、洗面台完備の部屋もある。サロン、共同トイレ、共同風呂。</p> <p>○かたしおは、グループホーム4床、体験用1床(全室個室、トイレ、洗面台完備)食堂、浴室、スタッフルーム。※両施設は、1階部分でつながっているが、入り口に扉があり、原則職員のみ行き来可。両方に玄関有り。</p> <p>○緊急受入用2部屋に対して、北信圏域6市町村で500万円の委託費を負担している。</p> <p>○今年度から、北信圏域に安心コーディネーターを2名配置。圏域のハイリスク者、世帯を把握し、必要があれば各地域の相談員を通して登録。登録に至らない世帯は緊急に備える。障がい者以外の緊急時の対応。各相談員から情報収集。機能集約のための各機関への説明と定期的な連絡体制の確認。(2名で1,000万円。6市町村で負担)</p>

社会福祉法人高水福祉会 総合安心センター『はるかぜ』建物前方

はるかぜとGHが1階部分でつながっており、それぞれに玄関あり

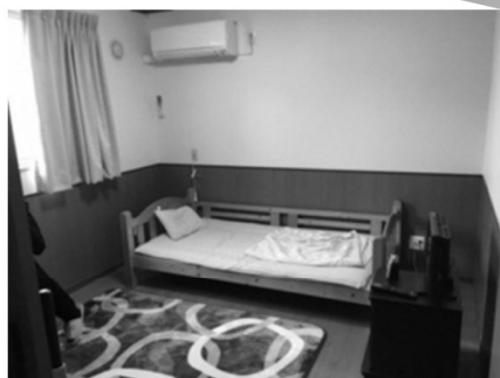


緊急短期入所受入居室スペース



短期入所受入居室(主に
自閉症スペクトラムの利
用者受入の為、環境整
備が徹底されている)

緊急受入用2部屋に対して、北信圏域6市町村
で500万円の委託費を負担している



GH 居室内

完全個室となっており、冷暖房、トイレ、洗面台
ベッド・ウォークインクローゼット完備



・車椅子のまま入浴可能な簡易浴室(組立て式)

- ・浴室内には、車椅子のまま入室可能な広さ
- ・入浴時間は、原則利用者の希望に応じている。

GHかたしお内浴室

受入実績

平成28年6月開所～現在まで

登録者 (緊急相談・駆け付け・受入)	50人超
緊急駆け付け支援	70件超
緊急電話相談	26件
緊急避難・受入	30件
身元不明受入	3件
身元不明者電話相談	2件

1法人の総合安心はるかぜで北信圏域6市町村をカバーすることは困難…
今年度より、北信圏域に安心コーディネーターを2名配置。圏域のハイリスク者、
世帯を把握し、必要があれば各地域の相談員を通して登録。登録に至らない世
帯は緊急に備える。障がい者以外の緊急時の対応。各相談員から情報収集。機
能集約のための各機関への説明と定期的な連絡体制の確認。(2名で1,000万円。
6市町村で負担)

砺波圏域に不足している機能

* 先進地の視察から考察…

- ・基幹相談支援センター：地域の相談支援の拠点となるセンターであり、困難事例の支援、地域の相談事業所への専門的指導や助言、人材の育成を行う。
- ・安心コーディネーター：子どもから高齢者・障がい者などすべての緊急時の相談を受け付け、それぞれの制度へ繋ぐ。
- ・緊急時の受け入れ体制：入院の必要のない障がい者の緊急時の居室の通年確保及び専門的な人材による24時間の受け入れを行う。

砺波圏域に必要な機能

◎基幹相談支援センターの設置

設置方法や場所の選定、相談員の形態等、県内で設置している氷見市・富山市の状況を参考に検討する。

◎緊急時の受け入れ体制の整備

まずは、1部屋の確保。ニーズにより増床を検討する。
登録制による適切な支援の実施を目指す。

今後の課題と検討事項

◎砺波圏域のビジョンを明確にし、共有する。

　障がい者及び家族の方の望む生活は、どのような形か。

　障がい者・保護者の高齢化に対応できる体制の整備が重要である。

　障がい者の相談や計画等の体制は強化が必要である。

◎介護保険との連携(事業所の利用やコーディネートなど)ができないか。

◎基幹相談支援センター、緊急時の受入の体制のあり方について